滑 川 町　　No. 17

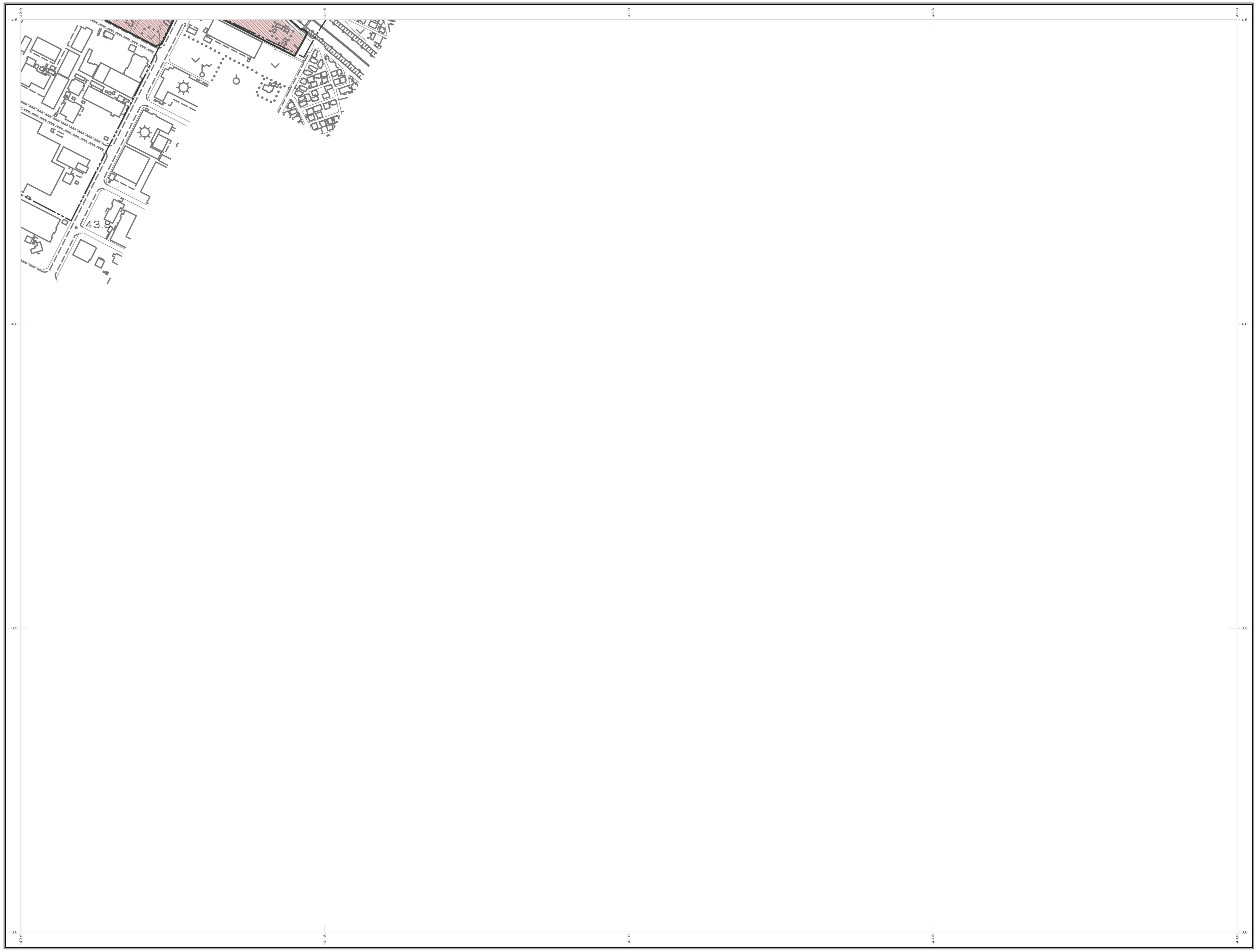
-42.0
-41.5
-41.0
-40.5
-40.0
4.5
4.0
3.5
3.0
43.8

索 引 図

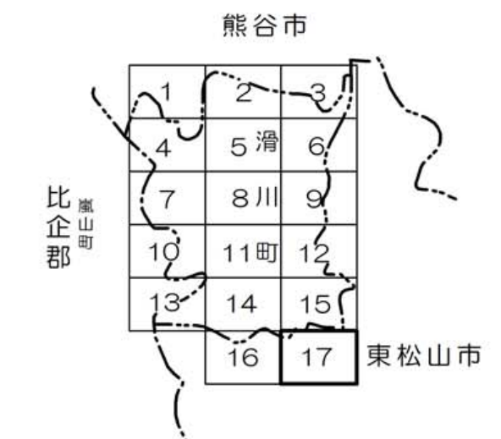
熊谷市
1
2
3
4
5 滑
6
7
8 川
9
10
11 町
12
13
14
15
16
17
比企郡
嵐山町
東松山市

記 号

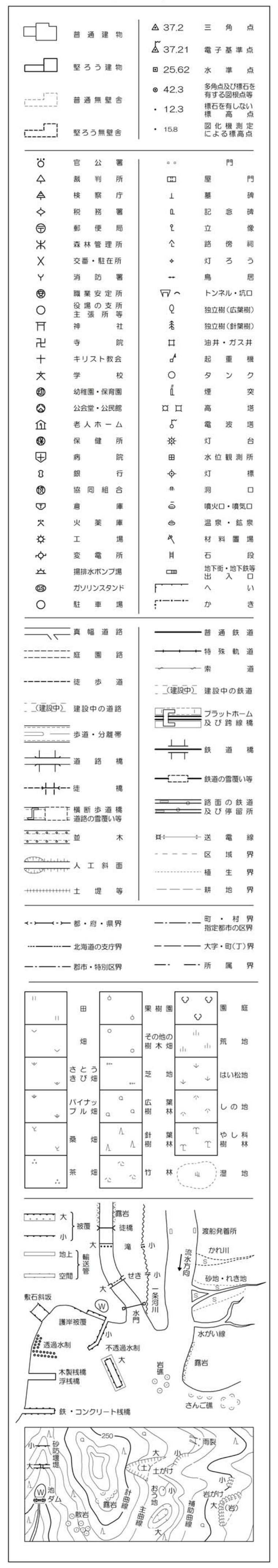
普通建物
堅ろう建物
普通無壁舎
堅ろう無壁舎
37.2 三角点
37.21 電子基準点
25.62 水準点
42.3 多角点及び標石を有する図根点等
12.3 標石を有しない標高点
15.8 図化機測定による標高点
官公署
裁判所
検察庁
税務署
郵便局
森林管理所
交番・駐在所
消防署
職業安定所
役場の支所主張所等
神社
寺院
キリスト教会
学校
幼稚園・保育園
公会堂・公民館
老人ホーム
保健所
病院
銀行
協同組合
倉庫
火薬庫
工場
変電所
揚排水ポンプ場
ガソリンスタンド
駐車場
門
屋門
墓碑
記念碑
立像
路傍祠
灯ろう
鳥居
トンネル・坑口
独立樹（広葉樹）
独立樹（針葉樹）
油井・ガス井
起重機
タンク
煙突
高塔
電波塔
灯台
水位観測所
灯標
洞口
噴火口・噴気口
温泉・鉱泉
材料置場
石段
地下街・地下鉄等出入口
へい
かき
真幅道路
庭園路
徒歩道
（建設中）建設中の道路
歩道・分離帯
道路橋
徒橋
横断歩道橋
道路の雪覆い等
並木
人工斜面
土堤等
普通鉄道
特殊軌道
索道
（建設中）建設中の鉄道
プラットホーム及び跨線橋
鉄道橋
鉄道の雪覆い等
路面の鉄道及び停留所
送電線
区域界
植生界
耕地界
都・府・県界
北海道の支庁界
郡市・特別区界
町・村界
指定都市の区界
大字・町（丁）界
所属界
田
畑
さとうきび畑
パイナップル畑
桑畑
茶畑
果樹園
その他の樹木畑
芝地
広葉樹林
針葉樹林
竹林
園庭
荒地
はい松地
しの地
やし科樹林
湿地
大
小
被覆
地上
空間
輸送管
露岩
徒橋
大
滝
小
せき
小
一条河川
大
水門
渡船発着所
かれ川
流水方向
砂地・れき地
水がい線
露岩
敷石斜坂
護岸被覆
小
透過水制
不透過水制
大
岩礁
木製桟橋
浮桟橋
さんご礁
鉄・コンクリート桟橋
250
小
砂防堰堤
大
池
ダム
散岩
露岩
計曲線
主曲線
おう地
小
大
土がけ
（土）
雨裂
大
小
岩がけ
小
大
（岩）
補助曲線

凡　　例

朱塗り	条例第5条第1項に基づく土地の区域。環境の保全上支障があると認められる予定建築物の用途は、建築基準法別表第二（ろ）項に掲げる建築物（共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く。）以外の建築物とする。
▥	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもの（店舗、飲食店及びその他これらに類する用途に供する部分は除く。）とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分の用に供するものを除く。また、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもののうち、いずれかを除外する場合は、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画を定めることができる。 ア　流通業務施設　建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。）以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。 イ　工業施設　工業施設とは、建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まない。）以外の建築物のうち、工場とする。
▥	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域。予定建築物の用途は、建築基準法別表第2（る）項に掲げる建築物（準工業地域内に建築してはならない建築物。）以外の建築物のうち、日本標準産業分類（総務省編集、平成19年11月改定）において、次の分類に属する工場、倉庫及び事業所とする。ただし、金属の溶融又は精錬の事業を営む工場等は含まれるものとする。 大分類E－製造業（ただし化学工業、石油製品・石炭製品製造業、なめし革製造業、武器製造業は除く。）及び同G－情報通信業
▭	条例第7条第1項第1号に基づく土地の区域（一の区間の沿道に限る。）。ただし、指定した土地の区域は、都市計画法施行令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農業振興地域内の農用地区域並びに農地法第4条第2項第1号ロに掲げる農地及び第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地に指定された土地の区域は除く。予定建築物の用途は、大規模小売店舗立地法の対象となる売場面積3，000㎡以上の商業施設又はそれに関連する施設（日本標準産業分類（総務省編集）において、卸売・小売業、金融・保険業、飲食店・宿泊業、複合サービス事業、サービス業に分類される業種の事務所又は店舗（いずれも建築基準法別表第2（ほ）項第一号、第二号、第三号に該当するものは除く。））
▧	条例第7条第2項に基づく既存の集落（最低敷地面積300㎡が適用される区域）
▨	条例第7条第2項に基づく既存の集落（条例施行規則第2条第1項第3号の区域として、最低敷地面積300㎡が適用されない区域）

17

撮　　影　平成２３年　５月
測　　図　平成２４年　２月
現　　調　平成２３年１０月
一部修正　令和　元 年　７月

座　標　系　第Ⅸ系
等　高　線　２m間隔

縮尺 1：2,500

0　50　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである
（助言番号）　平23 関公 第595号」

滑　　川　　町